

第4次 飯能市図書館サービス計画

(令和8～12年度)

飯能市・飯能市教育委員会

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 総論 | 1 |
| 1.計画策定にあたって | 1 |
| (1) 計画策定の趣旨 | 1 |
| (2) 計画の位置づけ | 1 |
| (3) 計画の期間 | 1 |
| 2.計画策定の背景 | 3 |
| 3.第3次計画の成果及び課題と展望 | 4 |
| 4.第4次計画の基本的な考え方 | 9 |
| (1) 目的 | 9 |
| (2) 基本理念 | 9 |
| (3) 目指す図書館像 | 9 |
| (4) 基本方針 | 9 |
| (5) 施策の体系 | 10 |
| 第2章 基本方針に基づく施策 | 12 |
| 基本方針Ⅰ 誰もが安心して本と出会える読書環境づくり | 12 |
| (1)非来館型サービス(エクステンションサービス)の推進 | 12 |
| (2)デジタル環境の活用と情報提供 | 12 |
| (3)多様なニーズに対応した資料整備 | 12 |
| (4)地域・行政情報提供の強化 | 12 |
| (5)インクルーシブなサービスの推進 | 13 |
| (6)安全・安心な図書館環境の整備 | 13 |
| 基本方針Ⅱ 暮らしと学びを支える図書館サービスの充実 | 13 |
| (1)調査相談(レファレンス)機能の強化 | 13 |
| (2)効果的な情報提供と発信 | 13 |
| (3)利用者のニーズにあった専門的な情報提供 | 14 |
| (4)関係機関との連携 | 14 |
| (5)職員の能力向上と人材育成 | 14 |
| 基本方針Ⅲ 市民とともに進化する地域協働の図書館運営 | 14 |
| (1)市立図書館友の会との連携の深化 | 14 |
| (2)ボランティアの育成と支援 | 15 |
| (3)こどもの読書活動の重要性の普及・啓発 | 15 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 基本方針Ⅳ 生涯にわたる読書活動の推進 | 15 |
| (1)乳幼児・保護者に向けた読書活動の推進 | 15 |
| (2)小学生に向けた読書活動の推進 | 15 |
| (3)ティーンズ向けサービスの推進 | 16 |
| (4)社会人・現役世代向け読書推進 | 16 |
| (5)高齢者の読書支援・交流促進 | 17 |
| | |
| 基本方針Ⅴ 地域とともに育む読書の輪 | 17 |
| (1)学校教育との連携 | 17 |
| (2)地域のコミュニティと協働する図書館づくり | 17 |
| (3)地域文化の継承と魅力発信 | 17 |
| (4)図書館独自の財源確保 | 17 |
| | |
| 評価指標とサービス目標値の設定 | 18 |

第1章 総論

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成 25(2013)年 7 月の新図書館開館以降、「図書館サービス・運営計画(第 1 次計画)」からスタートし、第 2 次・第 3 次計画を経て、学習、文化、交流の拠点としての図書館づくりに取り組んできました。市立図書館は、市民の調査や学習を支援する「課題解決型図書館」としての役割を果たし、また、こども図書館では、児童専門図書館として、こどもと本との出会いを大切にしながら、読書活動の推進に努めてきました。

近年では、人口減少・少子高齢化、地域課題の複雑化に加え、AI や ICT の進化、デジタルメディアの拡大など、図書館を取り巻く環境も大きく変化しています。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」という。)の施行や生涯学習の地域拠点としての役割の認識も進み、誰にとっても安心・安全な学びと交流の空間が求められています。

これらの時代的背景を踏まえ、「第 3 次飯能市図書館サービス計画」の成果と課題や展望を活かし、より柔軟で多様なサービスの展開、そして市民一人一人の知的・文化的ニーズに応える図書館を目指し、ここに「第 4 次飯能市図書館サービス計画(令和 8 年度～令和 12 年度)」を策定します。

本計画では、第 1 次計画から基本理念として掲げてきた「市民に愛され、市民とともに創り続ける図書館」を継承しつつ、情報環境の変化など時代に合わせた、地域課題の解決支援、ひとりづくり・つながりづくりなど、多様な視点から新たな役割を担う、本市ならではの図書館サービスを構築します。

(2) 計画の位置づけ

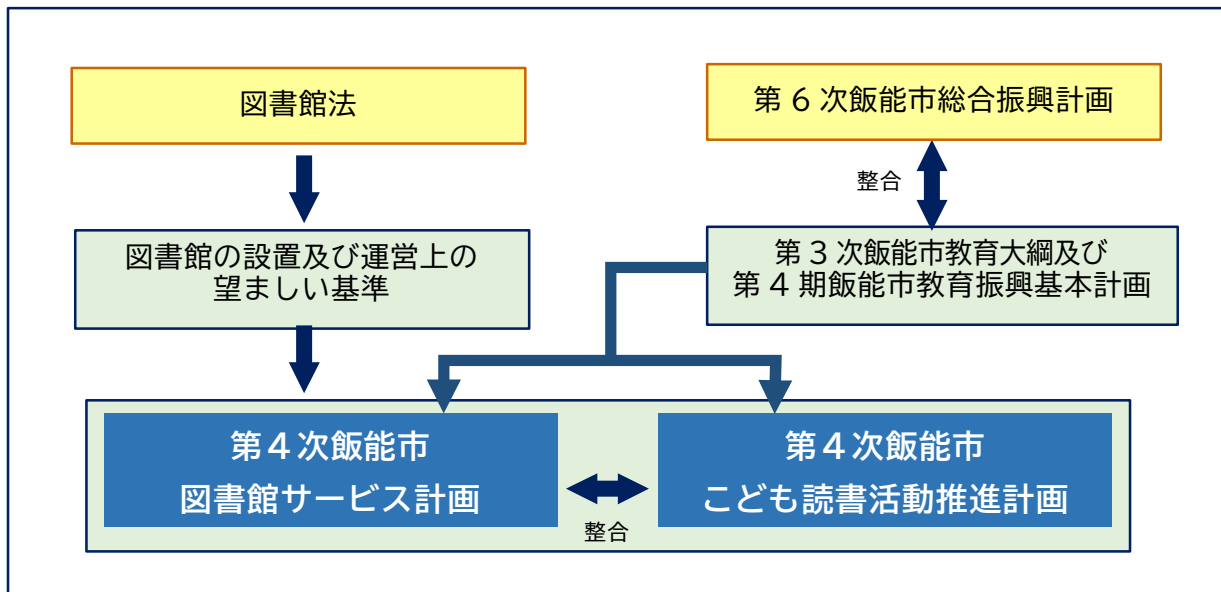
本計画は、図書館法第 7 条の 2 の規定に基づき示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号)に基づき、社会変化や地域の実情に応じた運営の基本方針を定めたものです。

また、上位計画である「第 3 次飯能市教育大綱」及び「第 4 期飯能市教育振興基本計画」との整合を図るとともに、「第 4 次飯能市こども読書活動推進計画」との整合を図りながら策定するものとします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間です。

計画の全体像



2. 計画策定の背景

本計画については、公立図書館が図書館法の規定に基づき設置されていることを踏まえ、同法第3条に定める図書館奉仕(サービス)の趣旨に沿って策定するものです。同条では、図書館は、地域の実情及び一般公衆の希望に配慮しつつ、学校教育を援助し、家庭教育の向上に資することとなるよう努めるものとされています。

また、図書館法第7条の2の規定に基づき示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年12月19日文科科学省告示第172号)を踏まえ、社会情勢の変化や地域の実情に応じた運営の基本方針を定め、公表するものとします。

令和8(2026)年3月に策定した「第3次飯能市教育大綱」及び「第4期飯能市教育振興基本計画」は、「新たな時代を豊かな学びで創る 飯能教育 未来の笑顔へつなげる ひとつくり・つながりづくり」を基本理念としています。

「第4期飯能市教育振興基本計画」の生涯学習分野では、基本方針Ⅱ「施策6 生涯学習の推進」(2)に「一人一人の読書に寄り添い、課題解決を支える図書館の充実」が位置づけられています。また、基本方針Ⅳ「施策13 地域との連携・協働に基づく学習環境の整備」においては、(2)「地域とともに育む読書の輪」及び(3)「地域の魅力を発信する図書館活動の推進」など、図書館に関する取組が示されています。

本市では、これまで「飯能市図書館サービス計画」(平成25年策定・第1次、平成28年策定・第2次、令和3年策定・第3次)を策定し、関係部署や関係団体等と連携しながら、図書館サービスの充実と推進に取り組んできました。

本計画では、第3次飯能市教育大綱及び第4期飯能市教育振興基本計画の実現を図るため、第3次計画までの取組の成果や課題、令和6年度に実施した「飯能市立図書館アンケート」に寄せられたご意見、本市を取り巻く社会情勢や地域の実情を踏まえ、今後の図書館サービスの方向性を示すものとします。なお、18歳以下の子どもに関する取組については、同時期に策定する「第4次飯能市子ども読書活動推進計画」において整理しています。

一方、本市では、令和7年2月4日開催の飯能市議会全員協議会において、「持続可能な行財政運営に向けた緊急財政対策について」を公表し、全庁を挙げて歳入確保及び歳出抑制に緊急的かつ集中的に取り組む「緊急財政対策」を実施することとしています。また、その基本方針及び取組方針を示す「緊急財政対策プラン」も策定されており、厳しい財政状況の下での施策推進が求められています。

このような状況を踏まえ、本計画においては、限られた資源を有効に活用しながら、図書館サービスの質を維持・向上させるため、各施策について優先順位を付け、計画的かつ着実に取り組むこととします。

3 第3次計画の成果及び課題と展望

第3次計画では、4つの基本方針のもとに、26の施策を設定し、多様な事業に取り組んできました(下表参照)。本項では、第4次計画を策定するにあたり、第3次計画における主な取組とその達成状況、成果及び課題と今後の展望について表より整理します。

第3次計画の基本方針と施策

基本方針Ⅰ 安心・安全で充実した読書環境の提供

- (1) 非来館型サービス
- (2) ICTの活用
- (3) 資料の充実
- (4) 地域行政資料サービス
- (5) ハンディキャップサービス
- (6) 多文化サービス
- (7) 新しい生活様式への対応

基本方針Ⅱ 課題解決支援サービスの充実

- (1) 調査相談(レファレンス)
- (2) 情報提供
- (3) 利用者のニーズに合った専門的な情報の提供
- (4) 関係機関との連携
- (5) 他課との連携
- (6) 職員の能力向上

基本方針Ⅲ 市民との協働による図書館運営の推進

- (1) 市立図書館友の会との連携
- (2) こども図書館協力員との連携
- (3) ボランティアの育成と支援
- (4) 地域の人材を活用した事業の展開

基本方針Ⅳ 生涯にわたる読書活動の推進

- (1) 乳幼児サービス
- (2) 小学生サービス
- (3) 青少年サービス
- (4) 現役世代へのサービス
- (5) 高齢者サービス
- (6) 文化・地域振興
- (7) 学校連携
- (8) ICT活用による読書活動推進
- (9) 各図書館の役割分担と連携

基本方針 I 安心・安全で充実した読書環境の提供

| 具体的な取り組み内容 | 成果 | 課題と展望 |
|------------------|---|--|
| (1) 非来館型サービス | 令和4年度に各地区行政センターでの配本サービスを開始し、資料の受け渡しできる場所が増加した。 | コロナ禍に郵送サービスの体制を整えたが、実際の利用が無かったため、再検討を行う。 |
| (2) ICTの活用 | 図書館ホームページ及びSNSの発信を強化することができた。 | デジタル化や電子書籍については市の財政状況と関わる部分であり、進めることができなかった。第4次計画でも、市の財政状況を鑑みながら検討を進める。 |
| (3) 資料の充実 | 利用者のニーズを把握しつつ、図書館のコレクションを充実させるよう努めることができた。 延滞資料については郵送料の値上がりがあり、電話での督促を強化した。 | 視聴覚資料は、CD等の媒体変化等についても留意する必要がある。 |
| (4) 地域行政資料サービス | 飯能市の行政資料については、博物館と協力し、収集に努めた。また、一般経路では入手困難な資料について、市立図書館友の会からの寄贈というかたちを構築した。 | 第4次についても継続し、様々な方法で資料入手に努める。 |
| (5) ハンディキャップサービス | 音訳者養成講座の継続実施、音訳ボランティアひびきへの支援を継続することができた。 大活字本やLLブック等を積極的に購入した。また啓発展示を行い、資料の周知に努めた。 | 「ハンディキャップサービス」という名称が定着しなかった。名称については第4次計画において変更する。 視覚障害者以外の図書館の利用に障害のある方への対応が不足している。 図書館利用に障害がある方に向けたサービスがあることを知らない人が7割以上いることが利用者アンケートで判明したため、サービスの周知が課題である。名称変更とともに、時代に合ったかたちの読書困難者に向けたサービスが必要である。 |
| (6) 多文化サービス | 日本語以外の言語を第一言語とする人々が読むことができる資料を積極的に収集することができた。 | サービス面においても、翻訳機器を使用する等、日本語以外での接遇を必要とする方とスムーズなコミュニケーションを取れるよう館内研修等を実施する。 |
| (7) 新しい生活様式への対応 | 令和5年度、予期せぬ停電が起こった。翌令和6年度にケーブルの改修を迅速に行い、再発防止に努めた。 | 安心・安全な読書環境のため、市の財政状況を鑑み、必要な修繕を適切に行う。 |

基本方針Ⅱ 課題解決支援サービスの充実

| 具体的な取り組み内容 | 成果 | 課題と展望 |
|-------------------------|---|--|
| (1)調査相談 (レファレンス) | レファレンスの回答経緯を記録し、国立国会図書館の共同データベースに掲載した。 | レファレンスの回答経緯の記録についてはより丁寧に行い、職員内で共有できるように整理する。 各種データベースの契約料が年々高騰している。市の財政状況を鑑みながら、レファレンスサービスを維持できるよう、無料で使用可能なデジタルツールも整理・活用する。 |
| (2)情報提供 | 図書館に関する情報や図書館が作成した情報を発信することができた。またホームページのみならず、SNSでも図書館の情報を発信した。また市立図書館友の会制作の紙芝居をYouTubeに投稿した。 | SNSでの発信は令和6年度以降強化している。今後は分析を進め、より効果的に情報発信を行う。また、図書館保有の情報を整理し公開する。 |
| (3)利用者のニーズに合った専門的な情報の提供 | 行政サービスについては、他課との連携を深め、啓発の連携展示を年15回以上行うことができた。 | ビジネス・法・行政サービスの利用者ニーズを掴むまでには至らなかった。がん情報ギフトをさらに活かし、関係課とも連携し、医療・健康に関する情報を利用者が適切に検索・入手できるような情報提供を行う。 |
| (4)関係機関との連携 | 駿河台大学との連携は、継続して行うことができた。市立図書館で学生主体の事業を開催することもでき、参加者の満足度も高いものだった。 | レファレンス協同データベースに掲載可能なレファレンスは個人情報に留意する必要があるため、掲載に限りがある。より迅速な掲載を行う。 |
| (5)他課との連携 | 行政サービスについては、他課との連携を深め、啓発の連携展示を年15回以上行うことができた。 | 連携展示を1度行った課はその後も継続して展示に参加する傾向がある。それらを維持しながら、より多くの課との連携を企画・検討し、庁内情報のハブ機能を強化する。 |
| (6)職員の能力向上 | 評価指標「図書館職員の研修受講」については、目標を達しない年があったものの、おおむね達成することができた(令和4年度のみ未達成)。 | オンラインで受講可能なものは積極的に受講し、時代に合った図書館サービスを行えるよう常に努力する必要がある。研修に参加した職員は、それを職員内で報告し、全体としてレベルアップを目指す。 |

基本方針Ⅲ 市民との協働による図書館運営の推進

| 具体的な取り組み内容 | 成果 | 課題と展望 |
|--------------------|--|---|
| (1)市立図書館友の会との連携 | 第3次計画で最も達成できた項目である。 令和5年度の開館10周年記念事業以降は、友の会制作紙芝居の上演や館内案内企画の実施等ボランティアが提案したことを協議し、図書館事業として共催で開催することができた。 | 市立図書館友の会は、組織が大きくなり、ボランティア自身の発案による多方面の活動ができている反面、それを取りまとめる代表の負担が大きくなっている。 市立図書館友の会は、図書館の大切なパートナーであるため、友の会の課題については図書館職員としても把握し、必要に応じて関わる必要がある。 |
| (2)こども図書館協力員との連携 | こども図書館まつりをはじめ、多くのイベントをこども図書館協力員の協力により実施できた。 | こども図書館協力員が高齢化しており、実働できる協力員を見つける必要がある。 |
| (3)ボランティアの育成と支援 | 図書館利用が困難な方に向けて資料を音訳するボランティアである飯能市音訳ボランティアひびきと連携し、継続して音訳者養成講座を開催できた。 令和7年度は初めて「声をつなげて～音訳が広げる読書バリアフリー」と題した講演会を開催することができた。 | 音訳者養成講座については、令和7年度緊急財政下において、回数削減が指示され、他の事業との再調整を行い、予定通りの回数で開催することができた。 音訳者養成講座は、図書館利用が困難な方に向けて資料や情報を提供する重要な機会のため、会との連携を深める。 |
| (4)地域の人材を活用した事業の展開 | 市内在住の絵本作家の展示や講演会を開催することができた。 また「図書館のつどい」の講師にも飯能市に関わりのある方を率先して検討しており、日頃からの情報収集に努めた。 | 飯能市は文学者等多彩な方が沢山住んでいるが、知られていないことも多い。「図書館のつどい」のアンケートによると、文学者の講演会を望む声は多いため、今後も積極的に行う。また飯能市の図書館として、文学者等の情報については今後も継続して収集し、展示等に生かす。 |

基本方針Ⅳ 生涯にわたる読書活動の推進

| 具体的な取り組み内容 | 成果 | 課題と展望 |
|-------------------|---|--|
| (1)乳幼児サービス | ブックスタート事業を開始した。 家庭での読み聞かせ回数が増加した。 | ICTを活用した保護者への情報提供が不十分だった。情報の提供方法の再検討が必要である。 |
| (2)小学生サービス | 『ケロケロブックリスト 小学生のための60冊』の改訂した。 飯能市GIGAスクールに対応した読書サービスの提供としてブックフィルム事業を実施した。 | 不読率の増加、図書館での児童書貸出数の減少、学校訪問の回数の減少が課題である。学校との連絡を密にとり利用を働きかけることが必要となる。 |
| (3)青少年サービス | 県立飯能高校との連携展示を継続して行い、実際にティーンズが読んでいる本を館内で紹介した。 また、コロナ禍があり件数は少なかったが、職場体験やインターンシップも可能な限り受入し、ティーンズの進路を考える機会を提供した。 | 職業選択の役に立つ資料の更なる充実を図る。 学習室利用のティーンズを図書館利用に結びつける工夫が必要である。 |
| (4)現役世代へのサービス | 「アンケート」や「図書館のつどい」等の申込に電子申請を使用した。 | ICT活用による来館が難しい利用者への利用促進はほとんどできなかった。ビジネス支援サービスについては、支援サービスと言える程のことはできなかった。データベースの契約も高騰しており、無料で使用できるインターネット情報を整理しておく必要がある。 |
| (5)高齢者サービス | 大活字本の積極的な収集。 友の会の制作した紙芝居を上演することができた。 | 「高齢者サービス」と銘打ってのサービスはできていない。サービスを細分化することで、狭間となる人が生まれないう、図書館利用に困難を抱える方のサービスの中で整理したい。 |
| (6)文化・地域振興 | 資料展示については「飯能まつり」に関する展示を行うことができた。 | ライフステージに焦点を合わせた事業の企画できなかったが、今後も飯能の文化に関する展示を計画・実施する。 |
| (7)学校連携 | 奥武蔵小学校の児童へタブレットを使った図書館蔵書の予約の方法を説明し、実際に予約した本を学校に届けた。 | 図書館から学校への団体貸出数、冊数が大幅に減少している。図書セットの内容を見直すとともに、利用を学校に積極的働きかける必要がある。 |
| (8)ICT活用による読書活動推進 | 飯能市GIGAスクールに対応した読書サービスの提供として、タブレットを活用し、動画形式で本の感想や面白さ等の魅力を発信するブックフィルム事業を開始した。 また、飯能市立図書館友の会が制作した飯能の昔話の紙芝居をインターネットで配信した。 | 「読書ナビゲーションシステム」や「カーリルタッチ」については、緊急財政下、一定程度の役割は果たしたと考えられ、サービスを停止した。 |
| (9)各図書館の役割分担と連携 | 各図書館、それぞれの役割を把握し、実行することができた。また、利用者へのサービスや業務の円滑な運営を実現するため、連携を強化することに努めた。 | 緊急財政下のため、配本サービスを強化し、情報提供等できることを増やして対応する。 |

4 第4次計画の基本的な考え方

(1) 目的

図書館の基本理念「市民に愛され、市民とともに創り続ける図書館」を継承しつつ、情報環境の変化などに対応し、地域課題の解決支援やひとづくり・つながりづくりなど多様な役割を担う図書館を目指します。

(2) 基本理念

【基本理念】「市民に愛され、市民とともに創り続ける図書館」

森林文化都市としての飯能市の特性を生かし、歴史と文化の継承、未来に向けた知的基盤の創造を進めます。地域のコミュニティ拠点として、市民と協働し、生涯にわたる学びと交流を促進する図書館を目指します。

(3) 目指す図書館像

第4次計画では、基本理念のもと、次のような図書館像を掲げます。

「多様な世代が安心して本と出会い、学び、交流できる場として、時代や社会の変化に柔軟に対応し、市民生活や地域づくりを支える図書館」

(4) 基本方針

これらの方針は、「第4期飯能市教育振興基本計画」と整合を図りながら連動するものとし、令和8年度から令和12年度までの計画期間において、時代や社会の変化に柔軟に対応した図書館サービスの提供を目指します。

基本方針Ⅰ 誰もが安心して本と出会える読書環境づくり

時代や社会情勢の変化に対応し、持続可能で快適な読書環境を整備します。非来館型サービス、資料の充実、多様な市民ニーズに対応したサービス展開を図ります。

基本方針Ⅱ 暮らしと学びを支える図書館サービスの充実

市民の課題解決を支援するため、調査相談(レファレンスサービス)機能の強化、データベースを含む多様な情報源の活用促進、関連機関との連携強化、職員の専門性向上を推進します。

基本方針Ⅲ 市民とともに進化する地域協働の図書館運営

市立図書館友の会やボランティア、地域団体等と連携し、市民が主体的に関われる環境を整え、市民とともに図書館運営を進めます。多様な人材との協働を通じて、地域に根ざした図書館活動を推進します。

基本方針Ⅳ 生涯にわたる読書活動の推進

乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた読書推進活動を展開し、交流の拠点としての図書館の役割を果たします。

基本方針Ⅴ 地域とともに育む読書の輪

学校教育との連携を深めるとともに、近隣市等との相互の利用促進を図り、読書を通じて、近隣市を含む地域におけるつながりや交流の機会を創出します。

(5) 施策の体系

基本方針Ⅰ 誰もが安心して本と出会える読書環境づくり

- (1) 非来館型サービス(エクステンションサービス¹)の推進
- (2) デジタル環境の活用と情報提供
- (3) 多様なニーズに対応した資料整備
- (4) 地域・行政情報提供の強化
- (5) インクルーシブ²なサービスの推進
- (6) 安心・安全な図書館環境の整備

基本方針Ⅱ 暮らしと学びを支える図書館サービスの充実

- (1) 調査相談(レファレンスサービス)機能の強化
- (2) 効果的な情報提供と発信
- (3) 利用者のニーズにあった専門的な情報提供
- (4) 関係機関との連携
- (5) 職員の能力向上と人材育成

基本方針Ⅲ 市民とともに進化する地域協働の図書館運営

- (1) 市立図書館友の会との連携の深化
- (2) ボランティアの育成と支援
- (3) こどもの読書活動の重要性の普及・啓発

基本方針Ⅳ 生涯にわたる読書活動の推進

- (1) 乳幼児・保護者に向けた読書活動の推進
- (2) 小学生に向けた読書活動の推進

¹ エクステンションサービス：「分館設置,移動図書館の運行,図書館郵送サービスなど,図書館サービスの空白地域へのサービス伸展活動」『図書館情報学用語辞典 第5版』丸善出版,2020,p17

² インクルーシブ：「包摂的な。共生社会を目指すためにすべての人を含むような。」『現代用語の基礎知識 2025』自由国民社,2025.1, p 330

- (3)ティーンズ向けサービスの推進
- (4)社会人・現役世代向け読書推進
- (5)高齢者の読書支援・交流促進

基本方針Ⅴ 地域とともに育む読書の輪

- (1)学校教育との連携
- (2)地域のコミュニティと協働する図書館づくり
- (3)地域文化の継承と魅力発信
- (4)図書館独自の財源確保

第2章 基本方針に基づく施策

基本方針を達成するために、次の取組を推進します。

基本方針Ⅰ 誰もが安心して本と出会う読書環境づくり

(1) 非来館型サービス（エクステンションサービス）の推進

- ・地区行政センター等での本の貸出・返却・予約受付を行う「配本サービス」など、更なるサービス周知を図り、利用を促進させます。(継続)
- ・図書館から離れた地域では、学校や地区行政センター等を活用し、市民が自ら選書できる機会を創出するよう検討します。(継続)

(2) デジタル環境の活用と情報提供

- ・図書館で紹介した図書のリスト等をウェブサイトに掲載し、広く提供します。(継続)
- ・行政刊行物や郷土資料のデジタル化を行い、その提供を行うとともに、より長期にわたって利用できるよう保存します。(継続)
- ・オンラインデータベースや音楽配信サービスについて更なる利用の促進を行います。(継続)
- ・財政面を考慮しつつ、電子書籍の導入について、メリット・デメリットの両面から具体的に検討します。(継続)

(3) 多様なニーズに対応した資料整備

- ・利用者の多様なニーズに対応できるよう一般資料、児童資料、地域行政資料、新聞、雑誌など、幅広い分野の資料を計画的に収集します。(継続)
- ・書架の配置や表示について見直しを行い、利用者にとって利用しやすい環境づくりを進めます。あわせて、配架や表示の工夫により、見やすく探しやすい環境づくりに取り組みます。(継続)
- ・予約・リクエストについて迅速に対応を行い、利用者のニーズに合った資料の提供に努めます。また、より多くの方に図書館資料を活用いただけるよう、リクエスト対応にあたってはバランスに配慮し、幅広い利用者の要望に対応します。(継続)
- ・埼玉県立図書館や県内の図書館と連携を行い相互貸借等の活用により、利用者の求める資料を提供します。(継続)
- ・延滞資料が減少するよう督促作業を見直し、市民の財産である図書館資料の管理をより徹底します。(継続)

(4) 地域・行政情報提供の強化

- ・本市及び周辺地域の地域資料は、歴史・文化を後世に伝えるために欠かせない資料であり、その性質上一般流通経路では入手困難なものもあります。このため、これら資料を積極的に収集・保存し、情報提供に努めます。また、森林文化都市としての特性を踏まえ、森林・林業に関

する資料も同様に収集します。(継続)

・本市の行政資料については、博物館と協力し、漏れのない収集に努めます。(継続)

・本市に関係の深い人物や縁のある資料について、計画的かつ積極的な収集に努めます。(継続)

・各部署のニーズに応じた情報収集や調査協力の体制を強化し、庁内における情報ハブとしての機能を担います。【新規】

(5) インクルーシブなサービスの推進

・通常の活字資料による読書が困難な方を対象として、大活字本、録音資料、点字資料等の収集、作成、提供を行うとともに、ボランティアの協力を得て、対面朗読等の人的な読書支援を実施します。(継続)

・視覚障害に限らず、発達障害や学習障害などのさまざまな読書ニーズに対応した資料の収集、展示、提供を行います。(継続)

・庁内福祉部署等との連携・協力により、啓発展示や誰もが参加できる事業を検討・企画し、情報が必要な人に届く働きかけを強化します。【新規】

・高齢者施設や高齢者サロンへの団体貸出等のサービスを充実させるとともに、ボランティアと連携し、おはなし会等のイベントの実施について検討・企画します。【新規】

・グローバル化の進展により多様な背景をもつ人々の図書館利用が増加することを踏まえ、日本語以外の言語を第一言語とする人々を含め、必要な情報を入手できるよう、資料の収集に努めます。(継続)

(6) 安心・安全な図書館環境の整備

・安全点検や防災対策を行うとともに、不審者・災害等への備えを強化し、誰もが安心して利用できる環境と安全管理体制を整えます。(継続)

基本方針Ⅱ 暮らしと学びを支える図書館サービスの充実

(1) 調査相談（レファレンスサービス）機能の強化

・レファレンスサービスに必要な資料を収集し、内容の充実を図ります。図書等の紙媒体の他、各種データベース等のデジタルツールも活用します。(継続)

・レファレンスの回答経緯を記録し、今後のレファレンスツールとして活用します。あわせて、データ化・整理を行い、利用可能なツールとして公開します。(継続)

・国立国会図書館のレファレンス協同データベースを活用するとともに、当館からのレファレンス情報の掲載数を増やし、相互協力を推進します。(継続)

(2) 効果的な情報提供と発信

・本市に特化した独自の調べ案内を作成し、図書館ホームページで発信します。【新規】

- ・紙媒体や電子媒体を用いて、図書館に関する情報や図書館が作成した情報を広く発信します。(拡充)
- ・データベース等情報探索支援システムについて、利用促進や周知を図り、市民の情報探索を支援します。(継続)

(3) 利用者のニーズにあった専門的な情報提供

- ・利用者自ら必要な資料や情報を探せるよう、情報ツールの整理を行い、図書館ホームページを通じて発信します。【新規】
- ・医療情報サービスとして、利用者が自分自身で医療や自身の症状について調べることができるよう、資料の収集提供を行うとともに、認知症のテーマ棚、がん情報ギフトミニコーナーなどの充実を図ります。(継続)

(4) 関係機関との連携

- ・駿河台大学と連携し、双方による情報発信を行うとともに、情報活用に関する講座を共催します。(継続)
- ・図書館に所蔵のない情報を希望する利用者に対しては、博物館等の類縁機関と連携して対応します。また、利用者に情報提供が可能な類縁機関の調査を行い、適切な紹介を進めます。(継続)
- ・庁内関係部署との連携により、啓発展示等を実施し、市民への情報提供や地域課題の解決支援の充実を図ります。(継続)

(5) 職員の能力向上と人材育成

- ・より質の高い図書館サービスを提供するため、組織的な専門分野の研修や外部研修などを積極的に活用し、図書館職員の知識・技術及び市民対応能力の向上を図ります。(継続)
- ・図書館サービスに関する認定司書資格等高度なスキルの習得を目指すとともに、職員間で情報やスキルを共有することで、職員全体のレベル向上を図ります。これにより、切れ目のない安定したサービスを継続的に提供できる体制を構築します。(継続)
- ・新たなサービス提供に対応できる人材を育成するため、デジタルスキル(データベース操作、オンラインコンテンツ作成、デジタルレファレンス)に関する専門的な研修へ積極的に参加し、その成果を他の職員にも共有・還元します。【新規】

基本方針Ⅲ 市民とともに進化する地域協働の図書館運営

(1) 市立図書館友の会との連携の深化

- ・市立図書館友の会の活動について、図書館ホームページ等を通じて発信を行い、活動の可視化を図ることで、図書館への関心をさらに高め、市立図書館友の会への入会促進や来館者数の増加につなげます。【新規】
- ・市立図書館友の会主導による新たなイベントの開催について検討し、実施に向けて協議を進

めます。また、市立図書館友の会には、市民と図書館をつなぐ役割を担っていただき、利用者ニーズの収集等を通じて、より市民のニーズに即した活動を目指します。【新規】

・職員とは異なる視点からの新鮮で創造的な提案を積極的に取り入れ、より良い図書館づくりを市民とともに進めます。(継続)

(2) ボランティアの育成と支援

・音訳者養成講座の実施を継続し、視覚障害者など情報取得に困難を抱える方々への情報提供の質的維持と向上を図ります。(継続)

(3) こどもの読書活動の重要性の普及・啓発

・こどもの読書活動の意義や重要性への理解を深めることを目的に、保護者やこどもの読書に関わる大人を対象とした講座を開催し、読書活動を推進する機運の醸成を図ります。(継続)

・こどもが身近な場所で本と出会う機会を増やすため、読み聞かせボランティアを育成する講座を開催します。(継続)

・「子ども読書の日」の趣旨を広く周知するため、講座や展示などの事業を開催し、こどもたちが読書活動に意欲的に取り組めるよう促します。(継続)

・図書館だより等の広報紙を通じて、こどもの読書に関する情報を発信し、読書活動への関心を高めるための啓発を行います。(継続)

基本方針Ⅳ 生涯にわたる読書活動の推進

(1) 乳幼児・保護者に向けた読書活動の推進

・妊婦向けの『マタニティブックリスト』を配布します。(継続)

・乳幼児健診の際に、絵本を開く楽しい体験や保護者との絵本を介した触れ合いを深めるブックスタート事業を実施します。(継続)

・保健センターを通じて、1歳児健診時に、こどもの年齢や発達段階に合わせたブックリストを配布します。(継続)

・乳幼児とその保護者を対象としたおはなし会を定期的かつ継続的に開催します。また、おはなし会に参加した保護者が乳幼児の年齢や発達に適した本を安心して選べるよう、図書館内に「おすすめ本コーナー」を設け、年齢や発達段階に応じた選書の支援を行います。(拡充)

・図書館内において、乳幼児とその保護者がともに安心して快適に本を楽しめる環境を整備します。(継続)

(2) 小学生に向けた読書活動の推進

・『ケロケロブックリスト 小学生のための60冊』を作成し、市内の全1年生に配付します。(継続)

・おはなし会や工作教室等、小学生を対象とした、こどもと本をつなぐさまざまな事業を展開します。さらに、「ブックトーク」等、こどもが本をより親しむことができる新規事業を行います。(拡

充)

・図書館の利用案内や読み聞かせ、本の貸出等を行う図書館見学を実施し、その後の継続的な図書館の利用につなげます。(継続)

・飯能市 GIGA スクールに対応した新たな読書サービスの一つとして、タブレットを活用した「ブックフィルム事業」を市内小学校に展開し、こどもが本に親しめる環境を整備します。【新規】

・小学校における授業支援のため、教科書に対応したテーマ別図書のセットの貸出を行います。あわせて、教科書改訂等に応じて内容の充実を図り、授業で活用できる資料の収集に努めます。(拡充)

・自分の暮らす地域について調べるためのパスファインダーを博物館と連携して作成し、地域についての学びの支援を行います。(継続)

・小学校で読み聞かせを実施している読み聞かせボランティアの活動を、大型絵本や大型紙芝居等の貸出、読書相談サービスを通して支援します。また、「学校図書ボランティア交流・勉強会ことのはの森」を定期的で開催し、情報共有と知識や技能の向上を図る場を提供します。(継続)

(3) ティーンズ向けサービスの推進

・ティーンズコーナーでは、ティーンズ³の多様なニーズに対応するため、楽しみとしての読書に加え、関心のある分野を調べるための資料や、悩みや疑問の解決に役立つ資料、各分野の入門書等、幅広い資料を収集します。(継続)

・将来の進路選択に役立つよう、職業や資格に関する資料の充実を図ります。また、埼玉県立飯能高校図書館や駿河台大学等と連携し、進学に関する情報提供のためのコーナー設置等を行います。(継続)

・埼玉県立飯能高校図書館や埼玉県西部地域まちづくり協議会⁴(以下、「ダイア5市」と表示する)等と連携した展示を実施し、ティーンズが興味・関心を持つ資料を市立図書館でも手に取れる環境を整え、読書のきっかけづくりを行います。【新規】

・市立図書館の学習席を利用するティーンズが、資料の閲覧や貸出などの図書館サービスを積極的に利用できるよう、SNS等を活用した情報発信を強化します。【新規】

・ティーンズを対象とした職場体験、インターンシップの受入れを継続するとともに、ビブリオバトル等、ティーンズ自身が主体となって企画・運営できる読書イベントを推進します。(継続)

(4) 社会人・現役世代向け読書推進

・ICT を積極的に活用し、開館時間外でも利用できるサービスを強化します。(継続)

³ ティーンズ：本計画では、中学生(13歳)～18歳頃までの10代を示す言葉として使用します。

⁴ 所沢市・狭山市・入間市・日高市・飯能市の5市

・ビジネス支援サービスを拡充し、現役世代に役立つ情報提供を推進します。(継続)

(5) 高齢者の読書支援・交流促進

- ・大活字本等、高齢者が利用しやすい資料の充実を図り、趣味の充実や課題解決、いきがいづくりの支援を進めます。(継続)
- ・図書館が個々の生涯学習や人的交流の場となるよう、高齢者の社会参加の促進に取り組みます。(継続)

基本方針Ⅴ 地域とともに育む読書の輪

(1) 学校教育との連携

- ・職場体験、図書館実習を可能な限り受入れ、図書館の役割や活用に対する理解の促進を図ります。(継続)
- ・図書セットの貸出、学校訪問、図書館見学等を通じて、学校教育との連携を進めます。(継続)

(2) 地域のコミュニティと協働する図書館づくり

- ・「ダイヤ5市」との相互利用を継続し、図書館間の情報交換を密にすることで、近隣市住民の利便性を高め、より利用しやすい環境づくりを進めます。(継続)
- ・地区行政センターにおける「配本サービス」について、更なる周知を図り、図書の利用が地域コミュニティの活性化に寄与するよう働きかけます。(継続)

(3) 地域文化の継承と魅力発信

- ・「飯能まつり」やホッケー、うどん文化等、飯能ならではの地域資源を後世につないでいくため、関連資料の充実を図るとともに、館内での展示や SNS での情報発信を充実させます。【新規】

(4) 図書館独自の財源確保

- ・雑誌スポンサー制度等図書館独自の財源確保を企画・継続し、市民や企業・団体の協力を得ながら、多様な読書環境の創出を図ります。【新規】

評価指標とサービス目標値の設定

図書館法第7条の3において、「図書館は、運営状況について評価を実施するとともに、その結果をもとに運営の改善を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。」と定められています。また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、「市町村立図書館は、基本的な運営方針を踏まえ、適切な評価指標を選定し、目標を設定するとともに、事業年度ごとの事業計画を策定して公表するよう努める。」ことが求められています。

本計画は、サービス及び運営において特に重視すべき項目を指標化し、その達成状況を評価するための具体的な目標値を設定しました(別表参照)。目標値は、単に貸出冊数等の量的指標の向上を図ることのみを目的とするものではなく、地域住民の多様なニーズに応える質の高い図書館サービスの提供を重視して設定しています。

特に評価項目1の「図書館職員の研修受講」は、飯能市立図書館独自の指標として位置づけされており、市外図書館職員の館内視察の際などにも注目されている項目です。さらに、デジタルリテラシーの普及促進や、情報アクセシビリティの向上、地域課題の解決支援サービスの充実など、新たな社会的要請に対応した指標も加えました。

評価指標は年度ごとに達成状況を検証・公表するとともに、必要に応じて指標自体の見直しを随時行い、時代の変化や利用者ニーズの多様化に即した柔軟な図書館運営の改善につなげます。

| 飯能市図書館の図書館評価指標および目標値 | | | |
|----------------------------|-------------------|-----------------------|--|
| 基本データ | | | |
| | 評価項目 | 目標値 | 内容 |
| 1 | 図書館職員の研修受講 | 正規職員10人で 年間 30ポイント | 図書館関連の研修への職員参加を別表のとおりポイント化し、目標値以上のポイントになるように努力することで、職員のレベルアップにつながることを目的とする。直営で運営されている図書館では職員のレベルアップがサービス向上に直結する。研修の参加だけでなく、外部講師経験や認定資格保持者、休日を利用した自主的な学習に対してもポイントが認められる。 ※令和6年度実績 正規職員11人・年間30.5ポイント |
| 2 | 人口1人当たり貸出冊数 | 5.0冊 | 図書館全体の利用状況を評価するために最も一般的に用いられる指標は貸出冊数であるが、人口当たりへに換算することで利用の活発な他の自治体と比較することが可能になる。 ※令和6年度実績 4.68冊 |
| 3 | 有効登録者数 | 10,100人 | 有効登録者数は、登録者のうち1年間に利用のあった人数。実際に利用を行っている利用者数を把握することが出来る。 ※令和6年度実績 10,841人 |
| 4 | 開架の貸出可能資料の蔵書回転数 | 市立2.3回 こども3.4回 | 各図書館の開架に置かれている資料が年間どのくらい借りられているかを表す指標。開架の貸出可能資料の蔵書回転数は、年間貸出延べ冊数÷開架の資料数で求める。 ※令和6年度実績 市立図書館 2.3回、こども図書館 3.4回 |
| 5 | 開架新鮮度 | 市立2.5% こども4.1% | 各図書館の開架に置かれている資料が年間どのくらいの割合で入れ替えられるのかを示す指標。各館年間受入冊数÷開架の資料数で求めることができる。「4開架の貸出可能資料の蔵書回転数」と合わせて比較することで蔵書の新鮮度と回転率との相関を把握できるのが利点。一定以上の新鮮度を保ち続けることを目指す。※令和6年度実績 市立図書館2.5% こども図書館4.1% |
| 基本方針Ⅰ 誰もが安心して本と出会える読書環境づくり | | | |
| 6 | ホームページへの掲載・記事更新件数 | 540件 | 飯能市立図書館ホームページ内の記事及びSNS (Facebook、X (旧Twitter)、Instagram)の掲載及び記事更新の件数を指標として設定し、非来館型サービスとしてのインターネットによる情報提供の充実度を示すものとする。 図書館事業・連携展示等の主催・共催事業に関する内容はこちらでカウントする。 ※ 新規 |
| 7 | 地域・郷土行政資料受入冊数 | 150冊 | 郷土行政資料は市販されていないものが多いため、図書館側で一方的に受入を増やすことは難しい。しかし毎年目標値以上の郷土行政資料を受け入れることは、地域情報の収集に力を入れている証明になり、長期にわたり継続して一定数の資料を受入れることで貴重な郷土資料コレクションが構築される。 ※令和6年度実績 174冊 |
| 8 | 行政刊行物の収集率 | 100% | 本市の行政資料の収集について確実な収集が行えているかを評価する。博物館と図書館合同で毎年各課に照会して集計した行政刊行物データをもとに、前年度に刊行された行政刊行物のうち、どのくらいの割合を収集できたかを評価する。 ※令和6年度実績 96% |

| 基本方針Ⅱ 暮らしと学びを支える図書館サービスの充実 | | | |
|-----------------------------------|----------------------|---------|---|
| 9 | レファレンス 受付件数 | 4,000 件 | 課題解決型図書館として機能しているかを「業務量」の観点から評価する指標。 レファレンスには一般的な質問のほか、所蔵調査・読書相談・館内施設・利用案内を含む。 ※令和6年度実績3,568件(市立図書館2,761件・こども図書館807件) |
| 10 | レファレンスの掲載件数 | 15件 | 課題解決型図書館として、図書館サービスの「質」を維持・向上させるための指標。 レファレンスの回答経緯を記録して国立国会図書館のレファレンス共同データベースへ掲載した件数。図書館のホームページからもアクセスできる。 今後のレファレンスツールとして活用できるだけでなく、レファレンスについて外部から閲覧できるようにすることで利用者自身による課題解決の促進を行うため指標とする。 ※令和6年度実績 9件 |
| 11 | 他機関・市役所他部署との連携事業数 | 20件 | 飯能市立図書館内に留まらず、市民への情報提供のため他機関・市役所他部署との連携は重要である。そのための連携事業数を指標とする。 ※令和6年度実績 17件 |
| 基本方針Ⅲ 市民とともに進化する地域協働の図書館運営 | | | |
| 12 | ボランティア活動実績 | 2,500人 | ボランティアの活動について活動量を把握し、どのくらい図書館へ興味を持ち協力してくれているか調査する。一日で複数の作業の場合まとめて1カウント。数日数にわたる場合は日付ごとに1カウントとし、延べ人数とする。 ※令和6年度実績 2,274人(市立図書館 1,737人・こども図書館 537人) |
| 基本方針Ⅳ 生涯にわたる読書活動の推進 | | | |
| 13 | 12歳以下のこども1人当たりの貸出数 | 15.0冊 | こどもの貸出数を調査するに当たり、人口当たりに換算することで利用の活発な他の自治体と比較することが可能になる。市内の12歳以下の利用者貸出数合計÷市内12歳以下の人口で求める。 ※令和6年度実績 14.4冊。 |
| 14 | 高齢者施設への団体貸出数 | 1,000冊 | 年間の高齢者施設への貸出合計を指標とする。高齢者の中でも来館の難しい利用者への貸出数を調査する指標とする。 ※令和6年度実績 1,361冊 |
| 基本方針Ⅴ 地域とともに育む読書の輪 | | | |
| 15 | 飯能市に関わる事項の資料展示や情報発信数 | 25 回 | 「飯能まつり」やホッケー、うどん文化等飯能ならではの地域資源を後世につないでいくため、館内でのミニ展示数やSNSでの情報発信数をカウントする。 図書館の主催・共催以外の本市に関するミニ展示や情報の投稿をこちらに含める。 ※ 新規 |

飯能市図書館職員の研修受講等ポイント規定

1、埼玉県・日本図書館協会・大学等それに準じた団体の主催する図書館業務に関わる研修の出席

| | | |
|---------------------------------|---------|--|
| 半日(2～3時間) | 1ポイント | 各研修につきポイントを計算する。 |
| 全日(5時間以上) | 2ポイント | 各研修につきポイントを計算する。 |
| 埼玉県図書館協会・日本図書館協会等の委員会で委員を務めた場合。 | 3ポイント | 各委員会につきポイントを計算する。 |
| 自費での申込かつ職場で情報提供した場合 | 1ポイント | 各研修につきポイントを計算する。 |
| パソコン・出版・プレゼンテーション・学校関連の研修参加 | 0.5ポイント | 図書館職員として知識を持たなければならない分野と考えられるため、各研修につきポイントを計算する。 |

2、図書館業務・司書業務に関する内容の講師を担当する場合

| | | |
|-------------------|----|----------------------------------|
| 1のポイント数の3倍の数を付与する | ×3 | 講師としての準備期間等を考慮し、研修参加の3倍のポイントとする。 |
|-------------------|----|----------------------------------|

3、図書館職員に関する資格取得

| | | |
|-------|----------------------------|--|
| 認定司書 | 取得・更新年:10ポイント、それ以降は毎年3ポイント | 認定司書は現時点の図書館界において最上級の資格であることを重視。図書館界全体を牽引する者に付与される資格であることから取得・更新年以外も3ポイントとする。認定司書は10年更新。 |
| 図書館司書 | 6ポイント | 新たに図書館司書資格を取得した場合。 |
| 司書補 | 4ポイント | 新たに司書補資格を取得した場合。 |
| 司書教諭 | 4ポイント | 新たに司書教諭資格を取得した場合。 |

4、図書館関連誌に文章掲載する場合。またはそれ以外のものに図書館に関する文章を掲載する場合

| | | |
|----------|-------|--|
| 掲載が確認できた | 1ポイント | |
| 4,000字以上 | 3ポイント | |
| 8,000字以上 | 4ポイント | |

5、自分の時間・費用を使つての図書館見学(関係施設も含む)を行い職場に情報提供を行う場合

| | | |
|----------------|---------|------------------------------------|
| 図書館見学(関係施設も含む) | 0.5ポイント | 職場内での情報提供を行った場合に適用。1か所につきポイント計算する。 |
| 関係企業の説明会展示会等 | 0.5ポイント | 職場内での情報提供を行った場合に適用。1か所につきポイント計算する。 |

6、自館での館内研修を企画・実施する場合

| | | |
|---------|---------|------------------------|
| 1時間以内 | 2ポイント | 館内の貴重資料・レファレンス・資料の修理等。 |
| 1～1.5時間 | 2.5ポイント | |
| 1.5～3時間 | 3ポイント | |

第4次 飯能市図書館サービス計画
(令和8～12年度)

令和8年3月

発行 飯能市・飯能市教育委員会
編集 教育部図書館
住所 〒357-0031 飯能市山手町 19 番 5 号
Tel 042-972-2114
Fax 042-972-2118